

事業スケジュール

事業計画の提出

(平成30年2月19日(月)～)

採用活動

(事業計画提出後～)

交付申請・決定

(採用内定～雇用開始までの間)

平成30年度は4月1日以降に
雇用開始の方が対象

補助期間

(雇用開始から最長6ヶ月間)

審査

補助事業者が実施する内容

業界団体が実施する内容

事業計画の提出

事業計画書、履歴事項全部証明書(開業届/税申告書)、
県税納税証明書、最近2期分の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書)
※個人の場合は最近2期分の確定申告書の写、
会社概要(概要がわかる会社案内、パンフレット等)、
労働保険(雇用保険、労災保険)の支払い証拠書類

採用選考活動開始

採用内定

補助金交付申請(平成30年4月1日～)

採用予定者の押印のある履歴書(前歴記載書)

審査・補助金交付決定通知

補助事業開始(平成30年4月1日～)

新規雇用届(雇用開始から1か月以内)

採用者の雇用保険の被保険者証、健康保険の被保険者証、
前職の企業・勤務地を証明できるもの(例:雇用保険被保険者資格喪失確認通知書)

実績報告(事業終了後1カ月以内もしくは平成31年3月31日の早い日)

収支簿、賃金台帳、給与領収書(または銀行振込書の写)、出勤簿、
住民票抄本(補助事業対象期間内に発行された、住所が県内であるもの)

審査・補助金交付額確定通知書

請求書

補助金精算払

補助金交付申請額が予算額を越えた場合は、その時点をもって交付申請の受付を終了します。
この場合、既に事業計画が受理されていても交付申請を行うことはできません。